

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、4 次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業として交通通信体系や生活環境の整備などが実施されてきたところである。

しかしながら、過疎地域においては、人口減少と高齢化の進行により、多くの集落が消滅の危機に瀕しており、路線バス等の公共交通機関の維持を始めとする様々な課題に直面している。また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の影響により、林地崩壊や河川の氾濫が発生するなど、極めて深刻な状況にあるといえる。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を多く有する地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。過疎地域が果たしているこのような多面的・公共的機能は、国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和 3 年 3 月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

また、過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、政府においては、将来を見据えた新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 9 月 26 日

大分県日田市議会